

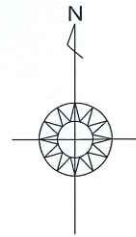
寒川町告示第 120 号

寒川町都市公園条例(昭和 54 年寒川町条例第 13 条)第 2 条第 1 項の規定により次のとおり都市公園を設置するので告示する。

平成 30 年 12 月 1 日

寒川町長 木村俊雄

名称	位置	区域	供用開始年月日
入町ふれあい公園	寒川町小谷二丁目 753 番 94	別図のとおり	平成 30 年 12 月 1 日



位置図

縮尺 1/10000

